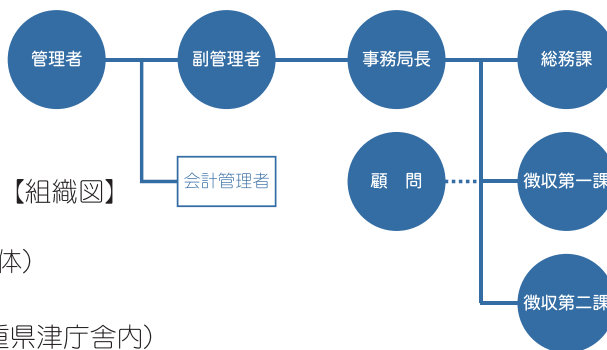


三重地方税管理回収機構の概要

市町と県の連携による全県的な徴収組織



名 称: 三重地方税管理回収機構(特別地方公共団体)

設 立: 平成 16 年 4 月 1 日

所在地: 〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34(三重県津庁舎内)

電 話: 徴収第一課 059-213-7355 徴収第二課 059-253-5224

F A X: 059-213-7344

E-mail: kaisyu@zei-kikou.jp ホームページアドレス: <https://www.zei-kikou.jp/>

機構設立の目的

- 市町村税の徴収体制を強化するため、県内の市町が県域を対象とする広域的組織を設立し、税の公平性の確保と滞納額の縮減を図る。
- 広域的組織の活動をととして、地方税の徴収体制における市町・県・機構の連携を強化し、納税秩序の確立と県民が自主納税する社会の実現をめざす。



三重地方税管理回収機構の概要

組織の基本的性格

市町村税・個人県民税徴収のための広域的組織	県内市町加入の一部事務組合	市町村税徴収のバックアップ機関
	県からの支援	滞納処分を前提に滞納整理
活 動	組織体制	運 営
単独処理困難な事案の処理促進	市町、県からの派遣職員等で構成	年間2000件程度を処理
迅速、広範な財産調査		津市に事務所を設置
速やかな滞納処分着手	顧問として国税OB、弁護士等を配置	運営経費を応益により負担
執行停止・欠損処分の適否判断		単年度による健全経営
差押え財産の公売	組織改編に柔軟に対応	
徴収実務の知識・ノウハウの蓄積		



めざす効果

滞納額の縮減	未処理案件の整理促進	徴収ノウハウ・技術のフィードバック
県域全体の徴収業務のレベルアップ	徴収体制における市町・県・機構の連携強化	納税モラルの向上など地方税全体への波及効果